

平成23年11月15日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（報告）
（お知らせ）

当機構は、平成23年10月26日、原子力安全・保安院より「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（指示）」^{※1}を受け、高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）が報告した、平成23年7月7日付け「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（報告）」について、原子力安全・保安院の指摘事項^{※2}に従って再調査を行い、改めて適切に行われていることを確認し、本日、原子力安全・保安院に報告いたしました。

※1：「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（指示）」（平成23・10・25原院第2号）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年9月15日付け「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について（指示）」（平成23・09・14原院第5号）をもって、当院に対して提出した報告の内容について誤りの有無の調査等を指示しました。

これに対して、貴社から、当院に対して、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等の結果について報告がありました。

当院は、当該報告について内容の確認及び評価を行っているところですが、これまでに確認した範囲において、調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による十分な調査等が行われているとは認められない部分がありました。

このため、改めて、貴社の調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による徹底した調査等を実施し、その結果について、当院に対して、報告することを求めます。

※2：「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（報告）」のうち、「「もんじゅ」の開閉所設備の耐震裕度に関し、メーカー作成資料との照合以外が行なわれていない。」との指摘があり、「当該資料の出展元とすべき設計図書等まで照合が行なわれておらず、メーカー作成資料の妥当性確認が行われていないことから、改めて適切な確認を行なうことが必要。」との問題点を提示されたもの。

以上